

不利益処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 県民環境部・有明海再生・環境課

法令名		土壌汚染対策法		法令の番号		平成 1 4 年法律第 5 3 号	
不利益処分の種類		要措置区域の土地の所有者への汚染の除去等の指示 措置等の講ずべき旨の命令		根拠条項		第 7 条第 4 項	
処分基準	（汚染除去等計画の提出等） 第 7 条 都道府県知事は、前条第 1 項の指定をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、要措置区域内の土地の所有者等に対し、当該要措置区域内において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由、当該措置を講ずべき期限その他環境省令で定める事項を示して、次に掲げる事項を記載した計画（以下「汚染除去等計画」という。）を作成し、これを都道府県知事に提出すべきことを指示するものとする。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によって当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が生じたことが明らかな場合であって、その行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下この項及び次条において同じ。）に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、環境省令で定めるところにより、その行為をした者に対し、指示するものとする。 一 都道府県知事により示された汚染の除去等の措置（次条第 1 項において「指示措置」という。）及びこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置として環境省令で定めるもののうち、当該土地の所有者等（この項ただし書に規定するときにあっては、同項ただし書の規定により都道府県知事から指示を受けた者）が講じようとする措置（以下「実施措置」という。） 二 実施措置の着手予定時期及び完了予定時期 三 その他環境省令で定める事項 2 都道府県知事は、前項の規定により都道府県知事から指示を受けた者が汚染除去等計画を提出しないときは、その者に対し、汚染除去等計画を提出すべきことを命ずることができる。 3 汚染除去等計画の提出をした者は、第 1 項各号に掲げる事項の変更（環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、環境省令で定めるところにより、変更後の汚染除去等計画を都道府県知事に提出しなければならない。						
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	有明海再生・環境課	交付機関	有明海再生・環境課	目次 NO

不利益処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 県民環境部・有明海再生・環境課

法令名		土壌汚染対策法		法令の番号		平成 1 4 年法律第 5 3 号	
不利益処分の種類		要措置区域の土地の所有者への汚染の除去等の指示 措置等の講ずべき旨の命令		根拠条項		第 7 条第 4 項	
処分基準	4 都道府県知事は、汚染除去等計画（汚染除去等計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下この項から第 9 項まで、第 9 条第 1 号及び第 1 0 条において同じ。）の提出があった場合において、当該汚染除去等計画に記載された実施措置が環境省令で定める技術的基準（次項において「技術的基準」という。）に適合していないと認めるときは、その提出があった日から起算して 3 0 以内に限り、当該提出をした者に対し、その変更を命ずることができる。						
	5 都道府県知事は、汚染除去等計画の提出があった場合において、当該汚染除去等計画に記載された実施措置が技術的基準に適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。この場合においては、当該提出をした者に対し、遅滞なく、短縮後の期間を通知しなければならない。						
	6 汚染除去等計画の提出をした者は、第 4 項に規定する期間（前項の規定による通知があったときは、その通知に係る期間）を経過した後でなければ、実施措置を講じてはならない。						
	7 汚染除去等計画の提出をした者は、当該汚染除去等計画に従って実施措置を講じなければならない。						
	8 都道府県知事は、汚染除去等計画の提出をした者が当該汚染除去等計画に従って実施措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該実施措置を講ずべきことを命ずることができる。						
	9 汚染除去等計画の提出をした者は、当該汚染除去等計画に記載された実施措置を講じたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。						
	10 都道府県知事は、第 1 項の規定により指示をしようとする場合において、過失がなく、当該指示を受けるべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、当該要措置区域内の土地において講ずべき汚染の除去等の措置を自ら講ずることができる。この場合において、相当の期限を定めて、汚染除去等計画を作成し、これを都道府県知事に提出した上で、当該汚染除去等計画に従って実施措置を講ずべき旨及びその期限までに当該実施措置を講じないときは、当該汚染の除去等の措置を自ら講ずる旨を、あらかじめ、公告しなければならない。						
	対応区分		1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	有明海再生・環境課	交付機関	有明海再生・環境課

不利益処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 県民環境部・有明海再生・環境課

法令名		土壌汚染対策法		法令の番号		平成 1 4 年法律第 5 3 号	
不利益処分の種類		要措置区域の土地の所有者への汚染の除去等の指示 措置等の講ずべき旨の命令		根拠条項		第 7 条第 4 項	
処分基準	土壌汚染対策法施行規則（平成 1 4 年環境省令第 2 9 号） （汚染除去等計画の作成及び提出の指示） 第 3 3 条 法第 7 条第 1 項本文に規定する指示は、書面により行うものとする。 （汚染除去等計画の作成及び提出の指示において示す事項） 第 3 4 条 法第 7 条第 1 項本文の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 汚染の除去等の措置（法第 6 条第 1 項に規定する汚染の除去等の措置をいう。以下同じ。）を講ずべき要措置区域の場所 二汚染除去等計画（法第 7 条第 1 項に規定する汚染除去等計画をいう。以下同じ。）を提出すべき期限 2 法第 7 条第 1 項本文の措置を講ずべき期限は、汚染の除去等の措置を講ずべき要措置区域の場所、当該要措置区域内の土地の土壌の 特定有害物質による汚染状態、当該要措置区域内の土地の所有者等の経理的基礎及び技術的能力等を勘案し、相当なものとなるよう示すものとする。 3 第 1 項第 1 号の要措置区域の場所は当該要措置区域若しくはその周辺の土地の土壌又は当該要措置区域若しくはその周辺の土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態等を勘案し、人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において示すものとする。 4 第 1 項第 2 号の汚染除去等計画を提出すべき期限は、基準不適合土壌のある範囲及び深さを把握するための調査に要する期間等を勘案し、相当なものとなるよう示すものとする。						
対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	有明海再生・環境課	交付機関	有明海再生・環境課	目次 NO	

不利益処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 県民環境部・有明海再生・環境課

法令名		土壌汚染対策法		法令の番号		平成 1 4 年法律第 5 3 号	
不利益処分の種類		要措置区域の土地の所有者への汚染の除去等の指示 措置等の講ずべき旨の命令		根拠条項		第 7 条第 4 項	
処分基準	(土壌汚染を生じさせる行為をした者に対する指示) 第 3 5 条 法第 7 条第 1 項ただし書に規定する指示は、特定有害物質若しくは特定有害物質を含む固体若しくは液体を埋め、飛散させ、流出させ、又は地下へ浸透させる行為をした者に対して行うものとする。ただし、当該行為が次に掲げる行為に該当する場合は、この限りでない。 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 6 条の 2 第 2 項に規定する一般廃棄物処理基準に従ってする同法第 2 条第 2 項に規定する一般廃棄物の埋立処分 二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 2 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理基準若しくは同法第 1 2 条の 2 第 1 項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準に従ってする同法第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物の埋立処分 三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 6 号）第 1 0 条第 2 項第 4 号に規定する基準に従ってする同法第 3 条第六号に規定する廃棄物の排出 2 法第 7 条第 1 項ただし書に規定する指示は、2 以上の者に対して行う場合には、当該 2 以上の者が当該土地の土壌の特定有害物質による汚染を生じさせたと認められる程度を勘案して行うものとする。 3 前 2 条の規定は、法第 7 条第 1 項ただし書に規定する指示について準用する。この場合において、前条第 2 項中「当該要措置区域内の土地の所有者等」とあるのは、「当該土壌汚染を生じさせる行為をした者」と読み替えるものとする。						
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	有明海再生・環境課	交付機関	有明海再生・環境課	目次 NO

不利益処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 県民環境部・有明海再生・環境課

法令名		土壌汚染対策法		法令の番号		平成 1 4 年法律第 5 3 号	
不利益処分の種類		要措置区域の土地の所有者への汚染の除去等の指示 措置等の講ずべき旨の命令		根拠条項		第 7 条第 4 項	
処分基準	(指示措置及び指示措置と同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置)						
	第 3 6 条 指示措置は、別表第六の上欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める汚染の除去等の措置とする。						
	2 都道府県知事が、自らが有する担保権の実行としての競売における競落その他これに類する行為により土地の所有者等となった者であつて、当該土地を譲渡する意思の有無等からみて土地の所有者等であることが一時的であると認められるものに対し、法第 7 条第 1 項の規定により当該要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置を示すときは、前項の規定にかかわらず、当該要措置区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合しない場合にあつては別表第 6 の 1 の項に規定する地下水の水質の測定、当該要措置区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌含有量基準に適合しない場合にあつては同表の 7 の項に規定する立入禁止を示すものとする。						
	3 法第 7 条第 1 項第 1 号の環境省令で定める指示措置と同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置は、別表第六の上欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める汚染の除去等の措置とする。						
	(変更後の汚染除去等計画の提出)						
処分基準	第 3 7 条 法第 7 条第 3 項の変更後の汚染除去等計画の提出は、変更後の同条第 1 項各号に掲げる事項を記載した様式第 9 による計画を提出して行うものとする。						
	(汚染除去等計画の変更の命令)						
	第 3 8 条 法第 7 条第 4 項の命令は、相当の履行期限を定めて、書面により行うものとする。						
	(実施措置に係る技術的基準)						
	第 3 9 条 法第 7 条第 4 項の実施措置に関する技術的基準は、次条及び第 4 1 条に定めるところによる。						
対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	有明海再生・環境課	交付機関	有明海再生・環境課	目次 NO	

不利益処分基準（公表用）

様式第 4 号

法令名		土壌汚染対策法		法令の番号		平成14年法律第53号	
不利益処分の種類		要措置区域の土地の所有者への汚染の除去等の指示 措置等の講ずべき旨の命令		根拠条項		第7条第4項	
処分基準	(実施措置の実施の方法) 第40条 別表第6の1の項に規定する地下水の水質の測定、同表の2の項に規定する原位置封じ込め、遮水工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止及び土壌汚染の除去、同表の3の項に規定する遮断工封じ込め、同表の4の項に規定する不溶化、同表の7の項に規定する舗装及び立入禁止、同表の8の項に規定する土壌入換え並びに同表の9の項に規定する盛土の実施の方法は、別表第8に定めるところによる。 2 前項に定めるもののほか、次に定めるところにより、実施措置を講じるものとする。 一 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が要措置区域内の帯水層に接する場合にあっては、土地の形質の変更の施行方法が環境大臣が定める基準に適合していること。 二 前号に定めるもののほか、基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透及び地下水汚染の拡大を防止するために必要な措置を講ずること。 三 要措置区域外から搬入された土壌を使用する場合にあっては、環境大臣が定める方法により当該土壌の特定有害物質による汚染状態を調査し、把握すること。 四 要措置区域の指定に係る土壌汚染状況調査と一の土壌汚染状況調査により指定された他の要措置区域から搬出された汚染土壌を使用する場合にあっては、当該土壌の使用に伴い、人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。 (廃棄物埋立護岸において造成された土地における実施措置) 第41条 次に掲げる基準に従い港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第9号の2に掲げる廃棄物埋立護岸において造成された土地であって、同条第1項に規定する港湾管理者が管理するものについては、実施措置が講じられている土地とみなす。 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準又は同法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準若しくは同法第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準 二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第10条第2項第4号に規定する基準						
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	有明海再生・環境課	交付機関	有明海再生・環境課	目次 NO